

陸上自衛隊仕様書				
物品番号			仕様書番号	
データ通信用接続装置（ルーター）使用料			18	
	作成		令和4年	7月19日
	変更		令和 年	月 日
	作成部隊等名		自衛隊茨城地方協力本部募集課	

1 総 則

本仕様書は、自衛隊茨城地方協力本部（以下「官」という。）において使用するW i - F i ルーターに対応するデータ通信用接続装置（ルーター）使用料について規定する。

2 製品に関する要求

(1) 無線LAN規格

I E E E 8 0 2 . 1 1 規格に準拠するものであること。

(2) 接 続

相互接続が可能で、かつ同時に10台以上接続可能であること。また、接続に際して、回線工事は不要であること。

(3) 使用エリア

茨城県内にて使用可能であり、人口カバー率が90%以上であるものとする。

(4) 通信量

契約期間中に月100GB以上使用可能であること。

※ 1日当たりの通信量制限がないこと。

(5) 回線種別及び回線速度

ア 回線種別

5Gまたは4G/LTE回線を利用すること。

イ 回線速度

受信最大150Mbps、送信最大25Mbpsであること。

※ 通信量超過時を除く。

(6) 設置場所及び台数

ア 日立出張所（茨城県日立市平和町1丁目3-7）：1台

イ 土浦地域事務所（茨城県土浦市川口1丁目3-E）：1台

(7) 契約期間

令和4年8月8日（月）から令和4年10月7日（金）までとする。

(8) 物品納品期日

物品（附属品を含む。）一式については以下の場所に、令和4年8月5日（金）12:00までに納品するものとする。

設置場所	納品数	納品場所	住 所
日立出張所	1 台	日立出張所	茨城県日立市平和町1丁目3-7
土浦地域事務所	1 台	土浦地域事務所	茨城県土浦市川口1丁目3-E

3 料金等

- (1) 初期費用、事務手数料、機種代金（W i - F i ルーター、附属品を含む。）は、通信料と併せて支払うものとする。
- (2) 通信料は毎月定額とし、通信料にはユニバーサルサービス料金を含むものとする。
- (3) 請求は月締めとし、使用月の翌月に使用明細（料金内訳、通信量等）を提示するものとする。

4 製品及び使用に関する保守等

- (1) 保守又は修繕態勢が確立しており、営業時間内の故障発生時に迅速に対応できること。
- (2) 電気通信事業法第9条に規定された総務大臣の登録を受け、移動体通信サービスを提供する電気通信事業を営む者であること。
- (3) 事業者が24時間365日において、通信ネットワークの管理、監視、制御ができること。また、ネットワークの管理施設を国内に2拠点以上保有しており、バックアップ態勢を構築していること。
- (4) 不特定多数の者が容易に接続できないように、接続の際にはパスワードを要求できるものとする。

5 品質保証

納品時、物品（附属品を含む。）等について、製品外観等の検査を実施する。

6 出荷条件

商習慣とし、内容品明細書・品質保証書・取扱説明書等を添付するものとする。

7 秘密保全

- (1) 庁舎内への出入り及び施設への立ち入りについては、官側担当者の指示に従い、関係規則等に基づく手続きを行うとともに、諸規定に従うものとし、立ち入りを禁止した区域及び業務に関係のない施設への立ち入りを禁止する。
- (2) 契約を履行する上で知り得た情報を他のものに漏らしてはならない。また、契約終了後も同様とする。

8 その他

- (1) 契約相手方は、本業務に際し知り得た情報等を第三者に漏えいし、又は利用・提供してはならない。
- (2) 本仕様書で懷疑が生じた場合及び細部不明な点は、その都度、官側と確認及び調整するものとする。
- (3) 細部調整先

〒310-0011 茨城県水戸市三の丸3丁目11番9号

自衛隊茨城地方協力本部 募集課計画班 大関

電話：029-231-3315